

令和8年度

障害児通所給付ケースワーカー(会計年度任用職員)募集要項

- 1【職 種】 社会福祉士、心理判定員、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、専門発達相談員
- 2【業務内容】 障害児を対象とした通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）等の申請受付・発達状況等の調査・勘案・支給の適正化、支援機関との連携（ケース会議への出席等）、サービス等に関する相談対応
- 3【採用人数】 1人
- 4【任用期間】 令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで
※ 任用期間の更新の可能性あり
- 5【給 与】 <給料>
(1)社会福祉士 月額 237,963円
(2)心理判定員(臨床心理士、公認心理師)、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、専門発達相談員(言語聴覚士、特別支援教育士)
月額 245,003円
<手当>
通勤手当（上限あり）、時間外勤務（残業）手当
<社会保険>
健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- 6【勤 務 日】 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日
- 7【勤務時間】 午前9時から午後5時（1日7時間15分勤務・45分休憩・週29時間）
※ 時間外勤務あり
- 8【休 日】 火・土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 9【勤 務 地】 茨木市役所 南館3階 こども育成部発達支援課
- 10【受験資格】 勤務地に通勤可能で、次の(1)～(6)の要件をすべて満たす者
 - (1) 資格 社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、特別支援教育士のうちいずれかの資格を有する者
 - (2) 経験 行政機関、医療機関、障害福祉サービス事業所等で相談業務等の経験または発達支援の経験のある者
 - (3) 年齢 不問
 - (4) 自転車に乗ることができる者
 - (5) Word、Excelの基本操作ができる者
 - (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5

章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 11【選考方法】 1次選考：書類審査及び小論文審査
2次選考：面接
- 12【面接日】 1次選考結果通知時にお伝えします
- 13【面接会場】 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所
- 14【申込期間】 採用決定まで随時
- 15【提出書類】 ①障害児通所給付ケースワーカー採用試験申込書（顔カラー写真貼付）
②小論文
テーマ「障害児通所支援の意義と適正なサービス量について」
(800字以内)
- 16【提出先】 〒567-8505
茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所 発達支援課
(茨木市役所南館3階20番窓口)
障害児通所給付ケースワーカー募集係
※提出書類を郵送される場合は、特定記録郵便・簡易書留等の配達状況が確認できる方法で送ってください。
- 17【問合せ先】 茨木市 こども育成部 発達支援課 担当：中井
電話（072）620-1633（直通）
受付時間 午前9時から午後5時まで
- 18【備考】 ①市に提出書類を提出されましたら、順次、面接の日程を連絡いたします。
②選考結果は合否にかかわらず、郵送で通知します。
③電話等による合否の問い合わせには応じられません。
④「障害児通所給付ケースワーカー採用試験申込書」は茨木市のホームページ（<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>）よりダウンロード、または茨木市役所南館3階 発達支援課にて配付します。
⑤提出書類については返却いたしません。
記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
⑥採用になりましたら、資格を確認するため、後日、資格証等の写しを提出していただきます。
⑦その他、不明な点がありましたら、上記の問合せ先にご連絡ください。